

第 6 5 回 税 理 士 試 験 相 続 税 法

●はじめに

第一問（理論）

本年の出題理論は、いずれも解答量はやや多いものの、解答しやすい理論が出題された。

問 1 は、未分割関連の応用理論であったが、過去問においても類似する出題があり、T A C でも対策をしていたため、もれなく解答項目を挙げることができたかどうかポイントになるであろう。

問 2 は、事例形式であったものの、基本的には教育資金の非課税制度について個別理論が問われているため、制度全般について小問ごとに的確に解答できたかどうか重要となるであろう。

第二問（計算）

本年の計算は、ボリュームは多かったが、昨年度同様、比較的解答しやすい論点を中心に出题された。しかし、ケアレスミスが生じやすい論点もいくつかあったため、財産評価を中心にいかに取りこぼしをしなかったかが合否を分けるポイントになるであろう。

Z-65-E〔第一問〕解 答

問 1 相続税の期限内申告書を提出するまでに被相続人の遺産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によって分割されていない場合において、相続税の申告書の作成に当たって注意しなければならない相続税に関する規定を説明し、併せて、相続税の申告書の提出期限までに分割されていなかった遺産が、その後、分割された場合の相続税（附帯税を除く。）の課税上の取扱い及び申告等の特則規定の手続きを説明しなさい（税務署長のとるべき手続関係についての記載は要しない。）。

なお、租税特別措置法に規定する特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例、相続税の納税猶予及び免除に関する規定についての記載は要しない。

(25点)

1 遺産の全部又は一部が分割されていない場合において、相続税の申告書の作成に当たって注意しなければならない相続税に関する規定

(1) 未分割遺産に対する課税（法55） 4

相続税について申告書を提出する場合又は更正もしくは決定をする場合において、相続又は包括遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていないときは、その分割されていない財産については、各共同相続人又は包括受遺者が民法（寄与分を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従ってその財産を取得したものとしてその課税価格を計算するものとする。

(2) 配偶者に対する相続税額の軽減（法19の2②） 3

申告期限までに、相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていない場合における配偶者に対する相続税額の軽減の規定の適用については、その分割されていない財産は、配偶者に係る相続税の課税価格（注1）の計算の基礎とされる財産に含まれないものとする。

(3) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（措法69の4④） 3

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の規定は、申告期限までに共同相続人又は包括受遺者によって分割されていない特例対象宅地等については、適用しない。

2 相続税の申告書の提出期限までに分割されていなかった遺産が、その後、分割された場合の相続税の課税上の取扱い及び申告等の特則規定の手続き

(1) 未分割遺産に対する課税 (法55) ②

1 (1)の財産の分割があり、その共同相続人又は包括受遺者がその分割により取得した財産に係る課税価格がその相続分又は包括遺贈の割合に従って計算された課税価格と異なることとなった場合においては、その分割により取得した財産に係る課税価格を基礎として、納税義務者において申告書を提出し、もしくは更正の請求をし、又は税務署長において更正もしくは決定をすることを妨げない。

(2) 配偶者に対する相続税額の軽減 (法19の2②) ②

1 (2)の財産が申告期限から3年以内(注2)に分割された場合には、その分割された財産については、配偶者に係る相続税額の軽減の規定の適用において配偶者に係る相続税の課税価格(注1)の計算の基礎とされる財産に含まれる。

(3) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例 (措法69の4④) ②

1 (3)の特例対象宅地等が申告期限から3年以内(注2)に分割された場合(特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例の規定の適用を受けている場合を除く。)には、その分割されたその特例対象宅地等については、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の規定の適用がある。

(4) 相続税の期限後申告の特則 (法30①) ②

申告期限後において(6)①の事由が生じたため新たに相続税の期限内申告書を提出すべき要件に該当することとなった者は、期限後申告書を提出することができる。

(5) 相続税の修正申告の特則 (法31①) ②

相続税の期限内申告書又は期限後申告書を提出した者(決定を受けた者を含む。)は、(6)①の事由が生じたため既に確定した相続税額に不足を生じた場合には、修正申告書を提出することができる。

(6) 相続税の更正の請求の特則 (法32、措法69の4⑤) ⑤

相続税について申告書を提出した者又は決定を受けた者は、次のいずれかの事由により課税価格及び相続税額が過大となったときは、それぞれの事由が生じたことを知った日の翌日から4月以内に限り、納税地の所轄税務署長に対し、課税価格及び相続税額につき更正の請求をすることができる。

① 1 (1)の場合において、その後その財産の分割が行われ、共同相続人又は包括受遺者がその分割により取得した財産に係る課税価格がその相続分又は包括遺贈の割合に従って計算された課税価格と異なることとなったこと。

② 2 (2)に該当したことにより、その分割が行われた時以後において配偶者に対する相続税額の軽減の規定を適用して計算した相続税額がその時前において同規定を適用して計算した相続税額と異なることとなったこと(①の場合を除く。)

③ 2 (3)の場合その他一定の場合について、その分割が行われた時以後において小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の規定を適用して計算した相続税額がその時前において同規定を適用して計算した相続税額と異なることとなったこと(①の場合を除く。)

(注1) 被相続人からの相続の開始前3年以内の贈与財産及び相続時精算課税適用財産の価額を相続税の課税価格に加算した後の相続税の課税価格とみなされた金額

(注2) その期間が経過するまでの間にその財産が分割されなかったことにつき、一定のやむを得ない事情がある場合において、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、その財産の分割ができることとなった日の翌日から4月以内

問2 次の設例に基づき、以下の(1)から(5)までの問に答えなさい。

〔設例〕

Ｚ(20歳)は、平成26年中に祖父Ｙからの書面による贈与により1,000万円の金銭の贈与を受け、その贈与により取得した金銭を教育資金管理契約に基づきＶ銀行Ｑ支店において普通預金に預入をした。

Ｚは、その贈与を受けた金銭に係る贈与税において、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税(租税特別措置法第70条の2の2)(以下「教育資金の非課税」という。)の規定の適用を受けた。

Ｚは、平成27年中に祖母Ｘから書面による贈与により700万円の金銭の贈与を受け、その贈与を受けた金銭に係る贈与税においても、教育資金の非課税の規定の適用を受けようと考えている。

なお、平成26年中の祖父Ｙからの贈与について適用を受けた、教育資金の非課税に係る教育資金管理契約は終了していない。

- (1) 「教育資金の非課税」について、その概要を説明しなさい。
- (2) 教育資金の非課税の適用を初めて受ける際の手続について説明しなさい。
- (3) 本特例において、Ｚが祖母Ｘからの金銭の贈与について、教育資金の非課税の適用を受けるための手続と注意しなければならない点について説明しなさい。
- (4) 教育資金の非課税の適用を受けた受贈者は、教育資金の支払に充てた金銭に係る領収書その他の書類又は記録でその支払の事実を証するもの(以下「領収書等」という。)を教育資金管理契約に係る取扱金融機関の営業所等に提出しなければならないこととされているが、その領収書等の提出期限について説明しなさい。
- (5) 教育資金の非課税の適用に係る教育資金管理契約の終了事由と終了したときにおける贈与税の課税上の取扱いについて説明しなさい。

(25点)

(1) 概 要 (措法70の2の2①) 9

平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に、個人(教育資金管理契約を締結する日において30歳未満の者に限る。)が、その直系尊属と受託者との間の教育資金管理契約に基づき信託受益権を取得した場合、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を教育資金管理契約に基づき銀行等の営業所等において預金もしくは貯金として預入した場合又は教育資金管理契約に基づきその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入した場合には、その信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち1,500万円までの金額(既にこの規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額がある場合には、その算入しなかった金額を控除した残額)に相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入しない。

(2) 初めて受ける際の手続 (措法70の2の2③) 3

(1)の規定は、(1)の規定の適用を受けようとする受贈者が教育資金非課税申告書を取扱金融機関(受贈者の直系尊属と教育資金管理契約を締結した受託者又は受贈者と教育資金管理契約を締結した銀行等もしくは金融商品取引業者をいう。以下同じ。)の営業所等を経由し、信託がされる日、預金もしくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、その受贈者の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

(3) 祖母Ｘからの金銭の贈与について教育資金の非課税の適用を受けるための手続と注意しなければならない点

(措法70の2の2④) 3

受贈者は教育資金の非課税の限度額に係る残額について教育資金の非課税の規定の適用を受ける場合には、追加教育資金非課税申告書を教育資金非課税申告書に係る取扱金融機関の営業所等を経由し、新たに信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、その受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

また、教育資金の非課税の限度額を超える部分については、贈与税の申告をしなければならない。

(4) 領収書等の提出期限（措法70の2の2⑦） 3

(1)の規定の適用を受ける受贈者は、次の場合の区分に応じそれぞれの日までに、教育資金の支払に充てた金銭に係る領収書等を取扱金融機関の営業所等に提出しなければならない。

① 教育資金の支払に充てた金銭に相当する額を払い出す方法により専ら払出しを受ける場合

その領収書等に記載された支払年月日から一年を経過する日

② ①の場合以外の場合

その領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年3月15日

(5) 教育資金管理契約の終了事由と終了したときにおける贈与税の課税上の取扱い（措法70の2の2⑩⑪⑫） 7

① 教育資金管理契約は、次の事由の区分に応じそれぞれの日のいずれか早い日に終了するものとする。

イ 受贈者が30歳に達したこと……………その受贈者が30歳に達した日

ロ 受贈者が死亡したこと……………その受贈者が死亡した日

ハ 教育資金管理契約に係る信託財産の価額が零となった場合、教育資金管理契約に係る預金もしくは貯金の額が零となった場合又は教育資金管理契約に基づき保管されている有価証券の価額が零となった場合において受贈者と取扱金融機関との間でこれらの教育資金管理契約を終了させる合意があったこと

……………その合意に基づき終了する日

② ①イ又はハの事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了した場合においてその教育資金管理契約に係る非課税抛出资额から教育資金支出額（学校等以外の者に、教育に関する役務の提供の対価として直接支払われる金銭その他一定のものの教育資金については、500万円を限度とする。以下同じ。）を控除した残額があるときは、その残額については、その受贈者の①イ又はハの日の属する年の贈与税の課税価格に算入する。

③ ①ロの事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了した場合には、その教育資金管理契約に係る非課税抛出资额から教育資金支出額を控除した残額については、贈与税の課税価格に算入しない。

▶予想配点◀

解答中に口で囲まれた数字として記載してあります。

▶合格ライン◀

問1及び問2ともに、解答項目をすべて挙げるとともに、どれだけ正確に記述することができたかがポイントとなる。

問1の合格確実ラインは19点、ボーダーラインは22点程度であると思われる。

問2の合格確実ラインは19点、ボーダーラインは22点程度であると思われる。

Z-65-E〔第二問〕解 答

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算 (36点)

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産 (次の(2)及び(3)に該当するものを除く。)の価額の計算 (10点) (単位:円)

財 産 の 種 類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入 される金額
宅地J	$(180,000 \times 1.00 + 120,000 \times 0.98 \times 0.03) \times 30\text{m} \times 20\text{m} = 110,116,800$	配偶者乙	2 110,116,800
居宅K	$8,000,000 \times 1.0 = 8,000,000$	配偶者乙	8,000,000
宅地L	※1 ※2 (1) $100,000 \times 0.85 \times 0.90 \times 2,090\text{m}^2 = 159,885,000$ ※1 $\frac{2,090\text{m}^2}{6\text{m}} = 348.33\cdots\text{m} > 65\text{m} \quad \therefore 0.85$ ※2① $\frac{34\text{m} \times 15\text{m}}{65\text{m} \times 40\text{m} (=2,600\text{m}^2)} = 0.1961\cdots \geq 15\% \quad \therefore 0.99$ ② $\frac{65\text{m}}{6\text{m}} = 10.83\cdots \geq 8 \quad \therefore 0.90$ ③イ $0.99 \times 1.00 = 0.99$ ロ $0.90 \times 1.00 = 0.90$ ハ イ > ロ $\therefore 0.90$ (2)① $100,000 \times 0.85 \times 40\text{m} \times 65\text{m} = 221,000,000$ ② $100,000 \times 1.00 \times 34\text{m} \times 15\text{m} = 51,000,000$ ③ $(\text{①} - \text{②}) \div 2,090\text{m}^2 = 81,339$ (円未満切捨) ※2 ④ $81,339 \times 0.90$ (円未満切捨) $\times 2,090\text{m}^2 = 152,998,450$ (3) $(1) > (2) \quad \therefore 152,998,450 \times \frac{80}{100} = 122,398,760$	子 A	2 122,398,760
農地M	※ $(90,000 - 5,560) \times 1,000\text{m}^2 = 84,440,000$ ※1 $1,000\text{m}^2 \times 500 = 500,000$ 2 $1,000\text{m}^2 \times 600 = 600,000$ 3 $1,000\text{m}^2 \times 1,300 = 1,300,000$ 4 $500\text{m}^2 \times 4,100 = 2,050,000$ 5 $1\text{m} \times 25\text{m} \times 44,400 = 1,110,000$ 6 $\frac{1 + 2 + 3 + 4 + 5}{1,000\text{m}^2} = 5,560$	子 C	2 84,440,000
その他の財産	普通預金 } 普通預金 } 普通預金 } $50,000,000 \times \frac{1}{5} = 10,000,000$ 普通預金 } 普通預金 } 定期預金 $80,000,000 + 80,000,000 \times 0.292\% \times \frac{\text{※1 } 415\text{日}}{\text{※2 } 365\text{日}} \times (1 - 20.315\%)$ $= 80,211,644$ ※1 H26.3.8 ~ H27.4.26 $\therefore 415\text{日}$ ※2 源泉徴収税額円未満切捨	子 A 子 B 子 C 孫 E 子 X 子 B	10,000,000 10,000,000 10,000,000 10,000,000 10,000,000 2 80,211,644

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産 (次の(2)及び(3)に該当するものを除く。) の価額の計算 (続き) (単位: 円)

財 産 の 種 類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入 される金額
外貨定期預金	100,000米ドル×120.00=12,000,000	配偶者乙	12,000,000
仏壇 相続税の非課税財産に該当する。		子 A	2 { _____
家庭用財産		配偶者乙	500,000
生命保険契約に関する権利 掛捨て契約であるため、評価しない。		子 A	_____

(2) 相続又は遺贈により取得した個々の財産 (取引相場のないN社株式) の価額の計算 (12点)

イ 評価方法の判定

$\frac{5,000\text{個(乙)} + 28,000\text{個(A)} + 5,000\text{個(B)} + 5,000\text{個(C)} + 5,000\text{個(E)}}{60,000\text{個}} = 80\% > 50\%$	} 1
$\frac{28,000\text{個(A)} + 5,000\text{個(E)} + 5,000\text{個(乙)}}{60,000\text{個}} = 63.33\cdots\% \geq 25\%$	
∴ A及びEは同族株主に該当し、かつ、中心的な同族株主に該当するため、原則的評価方式。	
$\frac{2,000\text{個(H)}}{60,000\text{個}} = 3.33\cdots\% < 50\%$	
∴ Hは同族株主に該当しないため、特例的評価方式。	

ロ 純資産価額の計算

(イ) 資産の部

(単位: 円)

科 目	帳簿価額	相続税評価額	計 算 過 程
	550,000,000	650,000,000	
生命保険請求権	1 10,000,000	10,000,000	
合 計	560,000,000	660,000,000	

(ロ) 負債の部

(単位: 円)

科 目	帳簿価額	相続税評価額	計 算 過 程
	450,000,000	450,000,000	
未払固定資産税	1 1,400,000	1,400,000	
退職手当金等	1 10,600,000	10,600,000	10,000,000 + (1,200,000 - 100,000 × 6月) = 10,600,000
合 計	462,000,000	462,000,000	

(ハ) 1株当たりの純資産価額の計算

(単位: 円)

計 算 過 程
(1) 660,000,000 - 462,000,000 = 198,000,000
(2) 560,000,000 - 462,000,000 = 98,000,000
(3) $\frac{(1) - ((1) - (2)) \times 38\%}{60,000\text{株}} = 2,666 \text{ (円未満切捨)} \quad 2$

ハ 1株当たりの価額の計算

(単位:円)

財産の種類	計算過程	取得者	課税価格に算入される金額
	(1) 類似業種比準価額		
	① 1株当たりの資本金等の額 $30,000,000 \div 60,000 \text{株} = 500$		
	② 1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 $30,000,000 \div 50 = 600,000 \text{株}$		
	③ ⑧の金額 $\frac{(3,000,000 + 1,500,000) \div 2}{600,000 \text{株}} = 3.75 \rightarrow 3.7 \text{(10銭未満切捨)}$		
	④ ⑨の金額 $70,000,000 > (70,000,000 + 50,000,000) \div 2 = 60,000,000$ $\therefore \frac{60,000,000}{600,000 \text{株}} = 100$		
	⑤ ⑩の金額 $\frac{30,000,000 + 70,000,000}{600,000 \text{株}} = 166 \text{(円未満切捨)}$		
	⑥ 類似業種比準価額 $\frac{\begin{matrix} \frac{3.7}{320} \times \frac{2}{4.7} + \frac{100}{18} \times \frac{2}{5.55} \times 3 + \frac{166}{246} \times \frac{2}{0.67} \end{matrix}}{5} \times 0.6$ $= 695.0 \text{(10銭未満切捨)}$ $695.0 \times \frac{500}{50} = 6,950 \text{ [2]}$ ※1 356、362、350、320 $\therefore$ 320 ※2 小数点第2位未満切捨		
	(2) 配当還元価額 $3.75 \geq 2.50 \therefore \frac{3.75}{10\%} \times \frac{500}{50} = 375 \text{ [2]}$		
	(3) 原則的評価方式による評価額 ※ $2,666 \times 0.75 + 2,666 \times (1 - 0.75) = 2,666$ ※ $6,950 > 2,666 \therefore 2,666$ $\frac{\begin{matrix} 2 \\ -50 \end{matrix}}{2,666} = 2,616$ $2,616 \times 18,000 \text{株} = 47,088,000$ $2,616 \times 5,000 \text{株} = 13,080,000$	子 A 孫 E	47,088,000 13,080,000
	(4) 特例的評価方式による評価額 $375 < 2,666 \therefore 375$ $375 \times 2,000 \text{株} = 750,000$	Dの子H	750,000
配当期待権	$50 \times (1 - 20.42\%) \times 18,000 \text{株} = 716,220$ $50 \times (1 - 20.42\%) \times 5,000 \text{株} = 198,950$ $50 \times (1 - 20.42\%) \times 2,000 \text{株} = 79,580$	子 A 孫 E Dの子H	716,220 198,950 79,580

(3) 相続又は遺贈によるみなし相続財産の価額の計算 (4点)

(単位:円)

財 産 の 種 類	計 算 過 程	取得者	課税価格に算入 される金額
債 務 免 除 等 に よ る 利 益		D の 子 H	2 5,000,000
生 命 保 険 金	$30,000,000 \times \frac{1}{2} = 15,000,000$	子 B	15,000,000
		子 C	15,000,000
非 課 税 金 額	被相続人甲が保険料を負担していないため、相続税が課税される部分はない。 (1) $5,000,000 \times 5 \text{人} = 25,000,000$ (2) $15,000,000 + 15,000,000 = 30,000,000$ (3) (1) < (2) ∴ $25,000,000 \times \frac{15,000,000}{30,000,000} = 12,500,000$	孫 E	——
生 命 保 険 契 約 に 関 す る 権 利		子 B	△ 12,500,000
		子 C	△ 12,500,000
		子 A	2 16,000,000
退 職 手 当 金 等	$10,000,000 + 1,200,000 - 100,000 \times 6 \text{月} = 10,600,000$	配 偶 者 乙	10,600,000
非 課 税 金 額	$5,000,000 \times 5 \text{人} = 25,000,000 \geq 10,600,000 \quad \therefore 10,600,000$	配 偶 者 乙	△ 10,600,000

(4) 小規模宅地等の特例の計算 (2点)

(単位:円)

① 調整計算による減額金額

$$\text{乙 (特 定 居 住 用 宅 地 等)} \quad \overset{\text{※1}}{55,058,400} \div \overset{\text{※2}}{300\text{m}^2} \times \frac{80}{100} \times 330 = 48,451,392$$

$$\text{※1} \quad 110,116,800 \times \frac{\overset{\text{※2}}{300\text{m}^2}}{600\text{m}^2} = 55,058,400$$

$$\text{※2} \quad 600\text{m}^2 \times \frac{150\text{m}^2}{300\text{m}^2} = 300\text{m}^2$$

$$\text{A (特定同族会社事業用宅地等)} \quad 122,398,760 \div 2,090\text{m}^2 \times \frac{80}{100} \times 400 = 18,740,480$$

$$\therefore \text{乙 (特定居住用宅地等) から } 300\text{m}^2 \left[\frac{300\text{m}^2}{330\text{m}^2} = 90.909\cdots\% \right] \text{ 及び}$$

A (特定同族会社事業用宅地等) から $36.363\cdots\text{m}^2 \{400\text{m}^2 \times (1 - 90.909\cdots\%)\}$ を選択する。

$$\text{乙} \quad 55,058,400 \times \frac{300\text{m}^2}{300\text{m}^2} \times \frac{80}{100} = 44,046,720$$

$$\text{A} \quad 122,398,760 \times \frac{36.363\cdots\text{m}^2}{2,090\text{m}^2} (\text{円未満切捨}) \times \frac{80}{100} = 1,703,679 (\text{円未満切捨})$$

$$44,046,720 + 1,703,679 = 45,750,399$$

② 併用による減額金額

$$\text{乙} \quad 55,058,400 \times \frac{300\text{m}^2}{300\text{m}^2} \times \frac{80}{100} = 44,046,720$$

$$\text{A} \quad 122,398,760 \times \frac{400\text{m}^2}{2,090\text{m}^2} \times \frac{80}{100} = 18,740,480$$

$$44,046,720 + 18,740,480 = 62,787,200$$

③ ①<② $\therefore$ ②

特 例 適 用 対 象 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額
宅地J 宅地L	配偶者乙 子 A	2 $\left\{ \begin{array}{l} 44,046,720 \\ 18,740,480 \end{array} \right.$

(5) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用

(単位:円)

債 務 及 び 葬 式 費 用	負 担 者	計 算 過 程	金 額
債 務	配 偶 者 乙	$100,000 + 200,000 + 300,000 = 600,000$	600,000
	子 A	仏壇の購入代金の賦払金及び連帯保証債務は控除できない。	1,000,000
	子 C		400,000
葬 式 費 用	子 A	$100,000 + 1,500,000 + 500,000 + 1,200,000 = 3,300,000$ 香典返戻費用は控除できない。	3,300,000

(6) 課税価格に加算する贈与財産(暦年贈与財産)価額の計算

(単位:円)

贈与年分	受贈者	計 算 過 程	加算される贈与財産価額
平成25年	孫 E	贈与税の課税対象外の財産のため、適用なし。	——
平成25年	孫 F	相続又は遺贈により財産を取得していないため、適用なし。	——
平成25年	孫 G	相続又は遺贈により財産を取得していないため、適用なし。	——
平成26年	子 X		3,000,000
平成27年	孫 F	相続又は遺贈により財産を取得していないため、適用なし。	——

(7) 相続時精算課税に係る贈与財産価額の計算

(単位:円)

贈与年分	受贈者	計 算 過 程	加算される贈与財産価額
平成24年	子 C		30,000,000
平成27年	子 C		3,000,000

(8) 各相続人等の課税価格の計算(8点)

(単位:円)

相続人等 区 分	配偶者乙	子 A	子 C	子 B	孫 E	子 X	Dの子H	計
相続又は遺贈による取得財産	86,570,080	161,462,500	94,440,000	90,211,644	23,278,950	10,000,000	829,580	
みなし取得財産	0	16,000,000	2,500,000	2,500,000			5,000,000	
相続時精算課税の適用を受ける贈与財産			33,000,000					
債務及び葬式費用	{△600,000}	△4,300,000	△400,000	2				
生前贈与加算 (暦年課税分)					2 {——	3,000,000}		
課税価格 (1,000円未満切捨て)	85,970,000	173,162,000	129,540,000	92,711,000	23,278,000	13,000,000	5,829,000	523,490,000

2 納付すべき相続税額の計算 (10点)

(1) 相続税の総額の計算 (2点)

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産額
523,490 千円		30,000+6,000×5人=60,000 千円	463,490 千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
配偶者乙	$\frac{1}{2}$	231,745 千円	77,285,250 円
子 A	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{8}$	57,936	10,380,800
子 B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{8}$	57,936	10,380,800
子 C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{8}$	57,936	10,380,800
子 X	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{8}$	57,936	10,380,800
合計	5人	1	(100円未満切捨て) 118,808,400 円

(注) 法定相続人、法定相続分、法定相続人の数及び基礎控除額すべてできて2

(2) 各相続人等の納付すべき相続税額の計算 (4点)

(単位:円)

相続人等 区 分		配偶者乙	子 A	子 C	子 B	孫 E	子 X	Dの子H	計
算 出 税 額		19,511,276	39,299,891	29,399,683	21,041,176	5,283,046	2,950,408	1,322,917	
加 算 又 は 減 算	相続税額の2割加算額					1,056,609		264,583	
	贈与税額控除額 (暦年課税)						△ 190,000		
	配偶者の税額軽減額	△19,511,276							
	未成年者控除額			2				—	
	障害者控除額				△ 4,000,000				
差 引 税 額		0	39,299,891	29,399,683	17,041,176	6,339,655	2,760,408	1,587,500	
贈与税額控除額 (相続時精算課税分)				△ 1,000,000					
納 付 税 額 (100円未満切捨て)		2 { 0	39,299,800	28,399,600	17,041,100	6,339,600	2,760,400	1,587,500	}

(注) 相続税額の2割加算及び控除金額等の計算過程は、次の(3)に記載する。

(3) 相続税額の2割加算及び控除金額の計算 (4点)

(単位:円)

加算又は控除の項目	対 象 者	計 算 過 程	金 額
相続税額の2割加算 (対象者 $\boxed{2}$)	孫 E	$5,283,046 \times \frac{20}{100} = 1,056,609$	1,056,609
	Dの子H	$1,322,917 \times \frac{20}{100} = 264,583$	264,583
贈与税額控除額 (暦年課税分)	子 X	$(3,000,000 - 1,100,000) \times 10\% = 190,000$	190,000
配偶者の税額軽減額 (計算パターン $\boxed{2}$)	配偶者乙	(1) 19,511,276	
		(2)① $523,490,000 \times \frac{1}{2} = 261,745,000 \geq 160,000,000$ $\therefore 261,745,000$	
		② 85,970,000(千円未満切捨)	
		③ ①>② $\therefore 85,970,000$	
		④ $118,808,400 \times \frac{85,970,000}{523,490,000} = 19,511,276$	
未成年者控除額	Dの子H	(3) (1)≤(2)④ $\therefore 19,511,276$ 法定相続人でないため、適用なし。	19,511,276
障害者控除額	子 B	※ $200,000 \times (85歳 - 65歳) = 4,000,000$ ※ S 24. 10. 30～H27. 4. 27 → 65歳5月 $\therefore 65歳$	4,000,000
贈与税額控除額 (精算課税分)	子 C	(1) 平成24年	
		※ $(30,000,000 - 25,000,000) \times 20\% = 1,000,000$ ※ $30,000,000 > 25,000,000 \therefore 25,000,000$	
		(2) 平成27年 相続開始年分のため、申告不要。	
		(3) (1)+(2)=1,000,000	1,000,000

3 納付すべき平成27年分の贈与税額の計算 (4点)

(単位:円)

受贈者	計 算 過 程	贈与税額
孫 E	$(10,000,000 - 1,100,000) \times 30\% - 900,000 = 1,770,000$	$\boxed{2}$ 1,770,000
孫 F	(1) $(2,000,000 + 2,500,000 - 1,100,000) \times 20\% - 250,000 = 430,000$	
	(2) $(2,000,000 + 2,500,000 - 1,100,000) \times 15\% - 100,000 = 410,000$	
	(3) $(1) \times \frac{2,000,000}{2,000,000 + 2,500,000} = 191,111$	
	(4) $(2) \times \frac{2,500,000}{2,000,000 + 2,500,000} = 227,777$	
	(5) (3)+(4)=418,800(百円未満切捨)	$\boxed{2}$ 418,800

▶解答への道◀

1 相続人・法定相続人

子Xは被相続人甲の非嫡出子であるが、生前に被相続人甲が認知しているため、相続人となる。

また、Dの子Hは、被相続人甲と亡養子Dが養子縁組をする前に出生しているため、被相続人甲との血のつながりは認められず、代襲相続人とならない。

2 相続税の納税義務者

孫Eは相続開始時においてアメリカ合衆国に居住しており、かつ、被相続人甲の相続開始時の住所が日本国内にあるため、非居住無制限納税義務者となる。

3 財産評価

(1) 宅地J・居宅K・居宅K'

一棟の建物の2階部分(居宅K')は区分所有登記され、子Aの所有となっているため、被相続人甲の財産としては1階部分(居宅K)のみ課税価格に算入する。

宅地Jは東向きのがけ地を有する宅地であるが、総地積に対するがけ地の地積の割合が0.10未満であるため、がけ地補正率を乗じて評価することはできない。また、被相続人甲から子Aに対する宅地の貸付は使用貸借契約であるため、宅地J全体を自用地として評価する。

(2) 宅地L

① いわゆる旗竿地であるため、不整形地を整形地とした場合の1㎡当たりの価額を求めるに当たっては、「不整形地の地積を間口距離で除して算出した計算上の奥行距離を基として求めた整形地により計算する方法」と「近似整形地を求め、隣接する整形地と合わせて全体の整形地の価額を計算してから、隣接する整形地の価額を差し引いた価額を基として計算する方法(いわゆる中抜き方式)」により評価した価額のうち、有利な方を選択することができるため、本間の宅地Lは中抜き方式により評価する。

② この宅地は、奥行が長大な宅地でもあるため、不整形地補正率と間口狭小補正率を連乗した率と奥行長大補正率と間口狭小補正率を連乗した率のいずれか低い方の率を評価に用いることができるが、宅地Lの間口狭小補正率は1.00であるため、不整形地補正率と奥行価格補正率を比較し、いずれか低い方の率を用いて評価することとなる。

③ 被相続人甲は、宅地Lを相当の地代によりN社に貸し付けていたため、自用地としての価額に100分の80の割合を乗じて評価する。

(3) 農地M

市街地農地の評価額は、次の算式により評価する。

$$\frac{\text{※1}}{\text{※2}} \times \text{地積}$$

(基準宅地の1㎡当たりの価額×較差割合－1㎡当たりの造成費) × 地積

※1 本問では、較差割合は資料に示されていないため、評価上用いない。

※2 1㎡当たりの造成費は、その農地を宅地に転用するに際して必要な費用の額の合計額であり、次の算式により計算する。

① 造成費の合計額

$$\frac{\text{地積} \times \text{整地費用} + \text{地積} \times \text{伐採・抜根費} + \text{地積} \times \text{地盤改良費} + \text{土盛りを要する体積} \times \text{土盛費} + \text{擁壁面の面積} \times \text{土止費}}{\text{整地費用}}$$

② 1㎡当たりの造成費

$$\text{①} \div \text{地積}$$

(4) N社株式

① 評価方式の判定

子A及び孫Eは同族株主に該当し、かつ、中心的な同族株主であるため、原則的評価方式により評価する。Dの子Hは同族株主でないため、特例的評価方式により評価する。

② 原則的評価方式による評価額

N社は、一般の中会社（Lの割合0.75）であるため、次の算式により計算する。

$$\left. \begin{array}{l} \text{(原則) 類似業種比準価額} \\ \text{(選択) 1株当たりの純資産価額} \end{array} \right\} \text{低い方} \times 0.75 + 1 \text{株当たりの純資産価額} \times (1 - 0.75)$$

③ 類似業種比準価額

次の算式により計算した金額による。

$$A \times \left(\frac{\text{㊸}}{B} + \frac{\text{㊹}}{C} \times 3 + \frac{\text{㊺}}{D} \right) \times \left\{ \begin{array}{l} \text{大会社 } 0.7 \\ \text{中会社 } 0.6 \\ \text{小会社 } 0.5 \end{array} \right\} \times \frac{1 \text{株当たりの} \\ \text{資本金等の額}}{50 \text{円}}$$

(注) 符号の意味

A＝類似業種の株価

B＝課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの配当金額

C＝課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの年利益金額

D＝課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）

㊸＝評価会社の1株（50円）当たりの配当金額

㊹＝評価会社の1株（50円）当たりの利益金額

㊺＝評価会社の1株（50円）当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）

なお、評価会社の各比準要素（㊸㊹㊺）は、次の算式により計算する。

㊸＝評価会社の1株（50円）当たりの配当金額

$$\frac{\text{直前期末以前2年間における} \\ \text{配当金額の合計額(無配は0円)}}{\text{直前期末における発行済株式数} \\ \text{(1株当たりの資本金等の額を50円とした場合)}} \times \frac{1}{2} \quad \text{(10銭未満切捨)}$$

㊹＝評価会社の1株（50円）当たりの利益金額

$$\frac{\text{直前期末以前1年間における利益金額※}}{\text{直前期末における発行済株式数} \\ \text{(1株当たりの資本金等の額を50円とした場合)}} \quad \text{(円未満切捨)}$$

※ 「直前期末以前2年間における利益金額の合計額÷2」とすることができる。

㊺＝評価会社の1株（50円）当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）

$$\frac{\text{直前期末における資本金等の額} \\ \text{及び利益積立金額の合計額※}}{\text{直前期末における発行済株式数} \\ \text{(1株当たりの資本金等の額を50円とした場合)}} \quad \text{(円未満切捨)}$$

※ 本問では、資本金等の額30,000,000円＋利益積立金額70,000,000円＝100,000,000円となる。

④ 1株当たりの純資産価額

1株当たりの純資産価額は、次の算式により計算した金額による。

$$\frac{A - (A - B) \times 38\%}{\text{課税時期における発行済株式数}}$$

A＝課税時期における相続税評価額による純資産価額

$$\left(\begin{array}{l} \text{課税時期における相続税} \\ \text{評価額による総資産価額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{課税時期における} \\ \text{負債の金額の合計額} \end{array} \right)$$

B＝課税時期における帳簿価額による純資産価額

$$\left(\begin{array}{l} \text{課税時期における帳簿} \\ \text{価額による総資産価額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{課税時期における} \\ \text{負債の金額の合計額} \end{array} \right)$$

なお、本問における1株当たりの純資産価額を計算する場合の資産、負債は次による。

イ 保険金

評価会社が、被相続人を被保険者とする生命保険契約の保険金受取人である場合には、被相続人の死亡により受け取ることとなる保険金の額を、生命保険請求権として帳簿価額及び相続税評価額の資産に計上する。

ロ 未払固定資産税

平成27年度の固定資産税が計上されていないため、帳簿価額及び相続税評価額の負債に計上する。

ハ 退職手当金等

死亡退職金及び弔慰金のうち、みなし財産に該当する部分の金額は、帳簿価額及び相続税評価額の負債に計上する。

⑤ 配当落による原則的評価方式による評価額の修正

N社は、5月に配当を行っているため、原則的評価方式による評価額を以下の算式で修正しなければならない。

$$1 \text{株当たりの原則的評価方式による評価額} - 1 \text{株当たりの配当金額}$$

⑥ 特例的評価方式による評価額

特例的評価方式による評価額は、1株当たりの配当還元価額と原則的評価方式により評価した価額のいずれか低い金額による。なお、1株当たりの配当還元価額は、次の算式により計算する。

$$\frac{\text{※ その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{1 \text{株当たりの資本金等の額}}{50 \text{円}}$$

※ その株式に係る年配当金額

$$\frac{\begin{array}{l} \text{直前期末以前2年間における} \\ \text{配当金額の合計額(無配は0円)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{直前期末における発行済株式数} \\ \text{(1株当たりの資本金等の額を50円とした場合)} \end{array}} \times \frac{1}{2} \quad (\text{銭未満切捨})$$

⑦ 配当期待権の評価

N社は、5月に配当を行っているため、配当期待権の評価をすることとなる。

$$1 \text{株当たりの配当金額} \times (1 - 20.42\%) \times \text{取得株数}$$

※ 源泉徴収税額銭未満切捨。

- (5) 定期預金の評価額は、次の算式により計算した金額となる。

$$\text{預入額} + \text{預入額} \times \text{解約利率} \times \frac{\text{預入日数}}{365 \text{日}} \quad (\text{円未満切捨}) \times (1 - 20.315\%)$$

※ 源泉徴収税額円未満切捨。

- (6) 外貨定期預金

外貨建資産を邦貨換算する場合に用いる為替相場は、対顧客直物電信買相場である。

- (7) 仏壇

日常礼拝の用に供されている仏壇は、相続税の非課税財産であるため、課税価格に算入しない。

4 小規模宅地等の特例

- (1) 宅地J

宅地Jのうち居宅Kに対応する部分(300㎡)は、被相続人が居住の用に供していた宅地をその配偶者が取得しているため無条件で特定居住用宅地等に該当する。

なお、居宅K'に対応する部分は、居宅K'が区分所有登記により子A所有となり、被相続人の居住用と認められないため、小規模宅地等の特例の適用はない。

- (2) 宅地L

次のすべての要件を満たすため、特定同族会社事業用宅地等に該当する。

- ① 被相続人又は同一生計親族が、法人に対し賃貸借契約により宅地等又は家屋を貸し付けていること。
- ② 法人が、同族会社(被相続人及びその同族関係者の相続開始直前の持株割合が50%超)であること。
- ③ 法人が、不動産貸付業以外の事業を営んでいること。
- ④ 宅地等の取得者が、被相続人の親族であること。
- ⑤ 宅地等を取得した親族が、申告期限においてその法人の役員であること。
- ⑥ 宅地等の取得者が、申告期限まで宅地等を所有していること。
- ⑦ 法人が、申告期限において事業を営んでいること。

5 みなし財産

- (1) 債務免除等による利益

Dの子Hは、遺言により被相続人甲から借入金の免除を受けているため、債務免除等による利益として5,000,000円をみなし財産として計上する。

- (2) 生命保険契約

- ① S生命保険

保険料負担者が配偶者乙であるため、被相続人甲の死亡により支払われた保険金は、相続税が課税される金額はない。

- ② T生命保険

保険事故が未発生で、かつ、被相続人甲が保険料を負担しているため、保険契約者である子Aに対して生命保険契約に関する権利が課税される。なお、課税価格に算入すべき価額は、解約返戻金の額16,000,000円である。

- ③ U生命保険

保険事故が未発生で、かつ、被相続人甲が保険料を負担しているが、いわゆる掛捨て保険契約であるため、生命保険契約に関する権利の課税は生じない。

- (3) 退職手当金等

配偶者乙に対して、退職手当金のほかに弔慰金が支給されているが、形式基準額(本問においては100,000円×6月＝600,000円)を超える部分の金額は、退職手当金等として相続により取得したものとみなされる。

6 債務控除

(1) 債務

- ① 仏壇は相続税の非課税財産であるため、これに係る購入代金の賦払金は債務控除できない。
- ② 主たる債務者である知人Wが弁済能力を有しているため、連帯保証債務は債務控除できない。

(2) 葬式費用

香典返戻費用は、控除できる葬式費用に該当しない。

7 生前贈与

- (1) 子Cは、平成24年の贈与税の申告において相続時精算課税を選択しているため、被相続人甲からの平成24年4月10日の贈与及び平成27年1月5日の贈与は、相続時精算課税贈与に該当する。
- (2) 平成25年2月における贈与税の納税義務者の区分については、旧法の適用を受けるため、国外財産のみを取得した孫Eは贈与税の納税義務を負わない。したがって、孫Eが贈与を受けた土地・建物の価額は生前贈与加算しない。
- (3) 孫F及び孫Gは、相続又は遺贈により財産を取得していないため、平成25年に贈与を受けた現金は生前贈与加算されない。

8 税額控除等

(1) 2割加算

孫Eは、代襲相続人である直系卑属に該当しないため、2割加算の対象となる。

(2) 未成年者控除

Dの子Hは法定相続人でないため、未成年者控除の適用はない。

(3) 障害者控除

子Bは、相続開始時において家庭裁判所から後見開始の審判を受けている状況にあることから、特別障害者に該当する。したがって、障害者控除額は200,000円をベースに計算することとなる。

9 納付すべき平成27年分の贈与税額

- (1) 被相続人甲の死亡により孫Eに支払われたS生命保険の保険金は、保険料負担者が配偶者乙であるため、贈与税が課されることとなる。
- (2) 孫Fは平成25年の贈与につき「直系尊属からの教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用を受けているが、平成27年3月31日に満30歳となるため、この日において教育資金管理契約が終了する。したがって、契約終了時における非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額2,500,000円が、平成27年分の贈与税の課税価格に算入されることとなる。

孫Fの平成27年分の贈与税額の計算については、被相続人甲からの贈与である非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額2,500,000円には特例税率が適用され、子Cからの贈与である現金には一般税率が適用される。同一年中に特例税率が適用される財産（特例贈与財産：A）と一般税率が適用される財産（一般贈与財産：B）の両方を取得した場合の贈与税額計算は、以下による。

- ① $[(A+B) - \text{基礎控除額}1,100\text{千円}] \times \text{特例税率}$
- ② $[(A+B) - \text{基礎控除額}1,100\text{千円}] \times \text{一般税率}$
- ③ $① \times \frac{A}{A+B}$
- ④ $② \times \frac{B}{A+B}$
- ⑤ $③ + ④ = \text{その年分の贈与税額}$

▶予想配点◀

解答中に□で囲まれた数字として記載してあります。

▶合格ライン◀

今回の問題は、間違えやすい論点がいくつかあったため、いかにケアレスミスをせずに解答できたかがポイントとなるであろう。

合格確実ラインは40点、ボーダーラインは32点程度であると思われる。

●おわりに

合格確実ラインは84点程度、ボーダーラインは70点程度であると思われる。